

掲示・届出事項

I 当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

II 基本診療料／特掲診療料の施設基準の届出について

当院の九州厚生局長への基本診療料、特掲診療料の施設基準に係る届出については、別掲の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

III 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医または看護師にお尋ねください。

IV 禁煙外来について

当院では、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの方等に対し、禁煙のお手伝い出来るよう禁煙外来（予約制）を設けております。ご希望の方は受付までお申し出ください。

また、当院の敷地内は禁煙となっておりますのでご協力をお願いします。

V 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

VI コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 75 点を算定いたします。コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。ただし、厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料 1 ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。ご不明な点がございましたら、受付までご相談ください。

VII 選定療養費に関する事項について

特別療養環境の提供

特別療養環境については、別掲「有料室料について」をご参照ください。

VIII 保険外負担に関する事項について

当院では以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております

(1) 日常生活上のサービスに係る費用

項 目	単 位	金 額 (税込)
乾燥機	1 回	200 円
洗濯機	1 回	300 円
その他電化製品 (療養の給付と直接関係のないサービス等に係るものに限る)	1 日	110 円
付添食事	1 食	550 円
付添寝具	1 日	330 円
アイドレープ (片眼) (税込) (翼状片・硝子体注射用)	1 回	900 円
アイドレープ (税込) (眼瞼下垂・眼瞼内反手術用)	1 回	1,000 円
眼帯	1 個	50 円
切手代	1 枚	110 円
DVD 画像複写料	1 枚	1,100 円

(2) 文書料

項 目	単 位	金 額 (税込)
普通診断書、その他の診断書・証明書	1 通	1,100 円
生命保険、身体障害者手帳交付申請に関する診断書等	1 通	5,500 円
指定難病申請 (新規)	1 通	5,500 円
指定難病申請 (更新)	1 通	1,100 円
死亡診断書	1 通	4,400 円

(3) 手数料

項 目	単 位	金 額 (税込)
支払証明書	1 通	500 円
コピー	1 枚	10 円

(4) 有料室料について

項 目	金 額 (税込)
特別室 (201 号室)	1,000 円

施設基準届出一覧

◇基本診療料◇

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・機能強化加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・連携強化加算
- ・サーベイランス強化加算
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ・時間外対応体制加算 1

◇特掲診療料◇

- ・糖尿病合併症管理料
- ・充実管理加算 1（脂質異常症を主病とする場合）
- ・充実管理加算 1（高血圧症を主病とする場合）
- ・充実管理加算 1（糖尿病を主病とする場合）
- ・ニコチン依存症管理料
- ・別添 1 の「第 9」の 1 の（2）のアに規定する在宅療養支援診療所
- ・在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅時医学総合管理料の注 15（施設入居時等医学総合管理料の注 5 の規定により準用する場合を含む。）及び在宅がん医療総合診療料の注 9 に規定する在宅医療情報連携加算
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅患者訪問看護・指導料の注 19（同一建物居住者訪問看護・指導料の注 8 の規定により準用する場合を含む。）に規定する訪問看護医療情報連携加算
- ・訪問看護遠隔診療補助料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・コンタクトレンズ検査料 1
- ・CT 撮影及びMRI 撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) の注 5
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 (2) の注 5 及び注 6